

掲示用

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年7月30日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	小	林	義直
同	寺	沢	さゆり

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 業務方法書について (報告書 8 ページ)</p> <p>「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」の規定に基づき、市民病院の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的として市民病院が作成した「業務方法書」において、整備すると規定している事項のうち、次に掲げた事項が未整備あるいは未実施であった。</p> <p>①内部統制の推進に関する事項（第 9 条関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員を構成員とする内部統制委員会の設置 ・ 内部統制を担当する役員の決定 ・ 内部統制推進部門及び推進責任者の設置 ・ 内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施 ・ 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討 ほか <p>②内部監査に関する事項（第 15 条関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査担当部門の設置 ・ 内部監査の実施 ・ 内部監査の結果に対する改善措置状況の理事長への報告 <p>③入札・契約に関する事項（第 17 条関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会等の設置 ・ 入札関連手続に係る対応方針等の整備 ・ 随意契約とすることが必要な場合の明確化 ほか <p>これらの事項は、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として位置づけられている重要な事項であるため、実効が伴うものとなるよう速やかに整備されたい。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>	<p>自院にノウハウが無いことから、コンサルを活用して 2020 年度内に体制整備を行う予定である。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>自院にノウハウが無いことから、コンサルを活用して 2020 年度内に体制整備を行う予定である。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>入札及び契約に関する対応方針の整備、並びに随意契約における必要要件の明確化を図るため、監事及び外部会計士に相談し、早期に環境を整える予定である。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>2 中期計画について (報告書 9 ページ)</p> <p>(1) 中期計画の公表時期について 市長が指示した目標を達成するため、市民病院が作成した第 2 期中期計画（令和元年度～3 年度）の公表まで、市長の認可後及び当該計画期間が始まってから 1 か月以上を要していた。</p> <p>地方独立行政法人法では、「法人は、設立団体の長の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。」とされている。したがって、市民病院の運営方針を速やかに市民・利用者に周知する必要があるため、早期の公表が求められる。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>(2) 中期計画に記載すべき事項について 総務省が発出した地方独立行政法人会計基準注解では、「設立団体の承認を要する中期計画において、運営費負担金について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に定めること。」としているが、市民病院が作成した第 2 期中期計画には、市が負担する項目等、記載されていないものがあつた。</p> <p>市と市民病院との責任の範囲を明確にするためにも、当該基準注解に従い、必要な事項を記載されたい。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>	<p>2020 年度年度計画については、長野市長へ提出後、2020 年 3 月 27 日にホームページに公開した。今後、中期計画及び年度計画策定時には、遅滞なく公表を行う。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>2020 年度年度計画への運営費負担金の記載については、他施設の事例も踏まえながら、下記のとおり修正した。今後、中期計画及び年度計画策定時には、こうした記載を行う。</p> <p>(修正前) 運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ算定した額とする。</p> <p>(修正後) <u>救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費に係る運営費負担金</u>については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じ算定した額とする。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3 契約事務について （報告書 9 ページ～10ページ）</p> <p>(1) 随意契約と一般競争入札について 同一事業者と随意契約を継続している業務委託が見受けられた。</p> <p>市民病院では、医療事務や医療器具の滅菌洗浄作業等、人的・物理的に特殊な作業を伴う業務があるため、特定の事業者と随意契約せざるを得ないこと、また、市からの業務受託や指定管理により運営してきた長野市保健医療公社を前身とする市民病院とすれば、随意契約を継続的に行う方が効率的、合理的な価格や条件で発注できることを要因として挙げている。</p> <p>しかしながら、地方独立行政法人に移行したということは、公金である市の負担金を運営費に充てているものであり、効率性、合理性だけでなく、透明性、公平性についても一層の配慮がなされなければならない。</p> <p>したがって、現状、未整備である「随意契約とすることが必要な場合の明確化」及び一般競争入札の具体的な実施方法等を早急に策定し、一般競争入札が導入できる業務等については、積極的にホームページ等による公募を行い、多くの事業者が参入できる環境を整える必要がある。</p> <p>なお、地方独立行政法人として病院事業を行っているところでは、一般競争入札を実施している病院が多数存在しているので参考にされたい。</p> <p>（地方独立行政法人長野市民病院）</p>	<p>独法化後 3 年が経過し、より合理的かつ効率的な委託契約を遂行するため、プロポーザルによる入札を開始した。（「増築・改修工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル」）</p> <p>なお、これまで当院ホームページの入札△告閲覧環境が未整備であったが、上記プロポーザルの実施に当たっては、2020 年 4 月 2 日付けでホームページに情報開示を行った。</p> <p>今後も「入札情報」として公募閲覧の環境を整えながら、計画的な契約の見直しを行う予定である。また、計画的な契約事務が行えるよう整備し、「随意契約とすることが必要な場合の明確化」を具体化する。</p> <p>（地方独立行政法人長野市民病院）</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 業者選定について</p> <p>市民病院経理規程施行要綱では、「1,000万円以上の業務委託契約等を締結するときは、業者選定作業を行うものとし、業者選定の方法は別に定める。」としているが、その選定方法について明文化したものが整備されていなかった。</p> <p>また、同要綱では、「年間の業務委託料が1,000万円未満の契約をするときは、必ず2人以上の者から見積書を徴する。」としているが、1人からの見積書しか徴取していない事例があった。</p> <p>なお、同要綱で見積書の徴取を1人の者とすることができる規定のうち「その他特別な事情があるとき」を適用する場合も前述と同様、公平性及び競争の実効性の観点から、限定的な事例と解釈すべきである。</p> <p>要綱に基づき、公正な業者選定方法を早急に定めるとともに、複数の事業者から見積りを徴取することで競争原理が働くよう適正な契約事務を行われたい。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>4 市民病院の規程・要綱等に基づいた事務に関すること</p> <p>(報告書10ページ)</p> <p>(1) 事務処理方法について</p> <p>起案用紙等の決裁年月日や支出帳票における支出年月日の記入漏れが散見された。</p> <p>また、会計に関する証拠書類の記載事項の訂正について、市民病院経理規程施行要綱で定められた方法による訂正が行われておらず、鉛筆書きによるもの、訂正印のないもの及び修正液によって訂正されているものが散見された。</p> <p>要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p>	<p>長野市民病院経理規程施行要綱に基づく業者選定基準を明確にし、2020年度内には明文化を行う予定である。また、要綱第13条（見積書の聴取）を順守し、2者以上の見積を取得し公正を期すこととする。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>長野市民病院経理規程施行要綱第4条を順守し、証拠書類等の記載に際し直ちに適正な事務処理を徹底した。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 住宅賃貸借料の補助について 住宅賃借料等の補助に関する要綱では、住宅補助対象者の要件を、「居住するため自ら住宅を借り受けている者に支給する。」としているにもかかわらず、市民病院が借り上げて住ませている者に対して当該要綱を運用し、補助相当額を控除して家賃を徴収している事例があった。 市民病院が借り上げた住居の居住者に対する補助が必要であるならば、当該要綱を改正するか、若しくは新たに整備すべきである。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>5 会計・経理事務に関すること (報告書10ページ～11ページ)</p> <p>(1) 支払証拠書類について 支出帳票に添付されていた領収書等について、購入者名、購入品名及び購入内訳の記載のないものが散見された。 領収書等は、支払を証する重要な証拠書類であるため、購入内容等が確認できるものの発行を求めるなど適正な書類整備を徹底されたい。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>(2) 検収・確認事務について 物品購入等において、支出帳票の起票と納品の際の検収・確認が同一人により行われている事例が散見された。 起票から支払に至る一連の業務においては、必ず複数人が関わることとし、不正の起きにくいチェック体制を確立されたい。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>	<p>2020年6月末までに借上げ住宅に関する要綱を新たに整備する予定である。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>領収証等の書類を正確に取扱い、支払証拠書類の適正管理を直ちに徹底した。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>物品購入等における支出帳票の起票と納品時の検収・確認など、複数人で行うことを徹底した。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>6 診療費の減免に関すること (報告書11ページ)</p> <p>第2期中期計画における「料金に関する事項」では、「理事長が特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免することができる。」としている。したがって、診療費の減免（病院負担）は、金額の大小にかかわらず重要な決定事項であるが、減免決定に至る手続が明確にされておらず、現場の判断に任せていると捉えられかねない事例があった。</p> <p>診療費請求対応の公平性・公正性を確保するためにも、いかなる場面でも組織的な手続を経て減免が決定されるよう、個々にマニュアルを作成する等態勢を整えられたい。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>7 財産管理に関すること (報告書11ページ)</p> <p>(1) 医薬品の管理について</p> <p>棚卸資産である医薬品について、平成30年度末における実地棚卸数（現物数）と帳簿棚卸数との差額（医薬品の在庫紛失を含む）による減失が金額にして、1,550,754円に上っており、現状の管理体制が十分であるとは言えない。</p> <p>差額発生の原因を究明し、個々に具体的な対策を講じることで、可能な限り現物数と帳簿数に差額が生じないよう医薬品という特性を十分考慮し、厳格な薬品管理体制を構築されたい。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p>	<p>病院では、診療費を法令・規則や告示・通達に基づいて徴収している。</p> <p>また、すべての減免を統一した様式で行うのは無理があると判断し、従来から項目別に複数の様式で運用している。</p> <p>今回指摘のあった事例については、2020年3月に新たに手続きの様式を整備した。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>医薬品における棚卸管理を適正に行い、実地棚卸数との誤差が生じることのないよう、現物管理を強化する。また、薬剤部事務体制を強化し、適切な量的管理を徹底する。</p> <p>(地方独立行政法人長野市民病院)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 固定資産の管理方法等について 市民病院会計規程では、「固定資産の管理及び処分に必要な事項は、別に定める。」 としているが、具体的なマニュアルなど明文化したものが整備されておらず、地方独立行政法人に移行後、実地棚卸調査など現物の所在確認等が行われていなかった。 特に有形固定資産は、取得価額が20万円以上の高額な機械備品を含む重要な病院の財産であるため、管理と処分方法に関するマニュアル等を早急に整備し、定期的な現物の所在確認を行われたい。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>(意見)</p> <p>1 運営費負担金について (報告書 11 ページ～12 ページ)</p> <p>市が施行する地方独立行政法人長野市民病院運営費負担金交付要領において、運営費負担金に係る算定基準を定めており、各項目において前年度地方財政計画単価（地方公共団体全体の歳入・歳出に関する見込み算定資料）を用いて負担金が算定されている。 この算定方法は、一定の合理性が認められるが、他方で、総務省が発出する地方公営企業繰出金に係る定めでは、病院事業に対する一般会計からの繰出基準については原則、「当該事業の実施（運営）に要する経費のうち、これ（運営）に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額」とされている。 当然ながら、この「相当する額」は、各病院の規模や運営実態により異なるものであるため、地方財政計画単価を用いて算定した負担金と、項目ごとにおける実際の運営結果（収支差）や経費が一致するものではない。 したがって、中期計画期間終了時といった機会には、対象項目ごとの実際の運営結果（収支差）や対象経費について、「最少の経費で最大</p>	<p>長野市民病院会計規程第 33 条に基づく固定資産の管理及び処分に係る具体的な取扱いについて 2020 年度内に明文化し、更に実地棚卸調査による定期的な現物の所在確認を行う。 (地方独立行政法人長野市民病院)</p> <p>地方独立行政法人長野市民病院運営費負担金の算出に当たっては、客観的な算定方法として、毎年度総務省から発出される繰出基準に基づき、地方財政計画単価を用いて算出している。 運営費負担金は、制度上使途が特定されず、地方独立行政法人による自主的な執行に委ねられているが、今後、前年度に実施される地方財政計画単価の基礎調査等の機会を捉えて、対象項目ごとの実際の運営結果（収支差）と負担金額との比較を行うなど、引き続き適切な運営費負担金の算定に努める。 (医療連携推進課)</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>の効果が挙げられているか」の観点からも検証する必要があると考える。 （医療連携推進課）</p> <p>2 監事による監査について （報告書 12 ページ）</p> <p>市民病院監事監査規程では、監事の行う監査内容を、「法人の業務方法書に基づく業務の実施状況」について行うこととしている。</p> <p>他方、市民病院の業務方法書には、内部統制、内部監査及び競争入札等に関して、未整備・未実施である事項が存在していることは前述のとおりである。</p> <p>第三者の視点から適切な監査を行う役目を担っているのが監事による監査であり、今後、業務方法書に基づく業務の実施状況についても監査を行い、市民病院のガバナンス向上と業務執行の適正確保に一層寄与されることを望む。 （地方独立行政法人長野市民病院）</p> <p>3 設立者としての指導・監督について （報告書 12 ページ）</p> <p>市は、市民病院が達成すべき業務運営に関する3か年の目標を、「中期目標」として定め、市民病院に指示している。</p> <p>また、地方独立行政法人法では、市は毎事業年度の終了後、市民病院が自ら評価を行った報告書を市が評価した結果、必要があると認めるときは、業務運営の改善等に必要な措置を講じるよう命ずることができることとされている。</p> <p>このことから、業務方法書については、認可時の確認にとどまらず、業務開始以降においても、整備・実施するとした事項の実効性・有効性についても確認・評価すべきである。</p> <p>特に、「競争入札等に関する事項」は、市が施行した「市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」において、市民病院に対し、業務方法書に記載すべき事項として義務づけている重要なものである。</p> <p>設立者である市は、業務の公共性や透明性の確保はもとより、単に経営的な評価だけでなく、市民目線に立った社会的な観点からも評価</p>	<p>監事監査については、業務方法書に規定する業務運営の適正化と並行して、適正な監査体制について整備を行う予定である。 （地方独立行政法人長野市民病院）</p> <p>業務方法書で掲げる事項のうち、未整備又は未実施の事項について、今後、法人に進捗状況を確認するとともに、法人が作成する関係規程等の内容についても引き続き確認していく。</p> <p>業務実績評価に当たっては、経営的な評価に加え、市民目線に立った客観的な評価を含めるものとし、必要に応じて法人に対して改善を求めている。 （医療連携推進課）</p>

措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査（元監査第 154 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>を行い、不備があれば是正するよう指導・監督すべきである。</p> <p>また、市民病院に対し単に目標を課すだけでなく、公立病院として適正な病院運営の実現を目指すパートナーとして、病院開設以来培ってきた信頼と実績をより一層高めていくことを期待するものである。</p> <p style="text-align: right;">（医療連携推進課）</p>	